



# P&I 特別回報

第 14-020 号  
2015 年 2 月 10 日

日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

## 海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約の発効について (その3)

2014 年 12 月 24 日付特別回報[第 14-017 号](#)にて、2015 年 4 月 14 日に発効する「2007 年の海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（船骸撤去条約－Wreck Removal Convention）」（以下、WRC という）で課せられる船主の責任担保義務につきお知らせしました。

本特別回報では船主の前記義務内容を再確認させていただくと共に、上記特別回報発行以降国際 P&I グループ（IG）が入手した WRC に関する最新状況をご案内します。

WRC 締約国に登録されている、又は、締約国の港あるいは海上施設を使用する 300G/T 以上の船舶の登録船主は、同条約上の責任を担保するため、WRC 締約国から保険その他の金銭上の保証が有効であることを証明する証書（WRC 証書）を取得する必要があります。船舶が WRC 締約国に登録されている場合その登録国が発行するものを、また、非締約国に登録されている場合はいずれかの WRC 締約国の担当当局が発行するものをそれぞれ取得しなければなりません。本回報末尾の最新の締約国一覧をご参照願います。

WRC 非締約国に登録されている船舶に対して WRC 証書を発行することに合意している WRC 締約国 / 担当当局（証書発行申請先）は本回報発行時点で以下の 8 ヶ国です。なお、発行に際しては各国が条件を付すことがあり得る旨ご留意願います。:

英 国

ドイ ツ

デンマーク

マーシャル諸島

リベリア

パラオ

クック諸島

マルタ

上記国中、マルタにつきましては、同国における WRC 発効日が 2015 年 4 月 18 日であることから WRC 証書を WRC 自体の発効日である 2015 年 4 月 14 日から有効とする国内法整備を行い、マルタ登録船に対して発行されたいかなる WRC 証書についても同日より 2015 保険年度中有効と看做す予定であるとの情報をマルタ海事当局より入手しています。

前記 8 ヶ国の WRC 証書申請手続きは次に掲げる海事当局に対して行うことができます。ただし、申請に関しては特定の要件を定めている可能性があることや、現時点では多くの締約国が証書発行手続きの最終確認中であると思われることから、申請手続きの詳細につきウェブサイト閲覧や直接連絡する等の方法で各海事当局に確認されることをお勧めします。

## 英 国.

郵送申請先：

**Mr T Cornish**  
**Maritime and Coastguard Agency,**  
**Spring Place,**  
**105 Commercial Rd,**  
**Southampton,**  
**United Kingdom**  
**SO15 1EG**

申請書式は次のウェブサイトより取得可：

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/399694/MSF3241\\_REV0115.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/399694/MSF3241_REV0115.pdf)

電子メールによる申請宛先：[CLC@MCGA.gov.uk](mailto:CLC@MCGA.gov.uk)

## ドイツ

郵送申請先：

**Ms G Tungler**  
**Bundesamt Für Seeschifffahrt Und Hydrographie (BSH)**  
**S43 Bernhard – Nocht – Str. 78**  
**20359 Hamburg**  
**Germany**

## デンマーク

デンマーク海事局（The Danish Maritime Authority - DMA）が対応し、デンマーク登録船、フェロー諸島登録船、2015年4月14日以降デンマークに寄港する船舶、およびデンマーク船社運航船に対して WRC 証書が発行されます。これら以外の船舶に対する証書発行は DMA と船舶登録国の当局との間で特段の合意がある場合に限られます。

郵送申請先：

**Danish Maritime Authority**  
**Carl Jacobsens Vej 31**  
**2500 Valby**  
**Denmark**

[www.dma.dk](http://www.dma.dk)

電子申請先：[vragcertifikat@dma.dk](mailto:vragcertifikat@dma.dk)

## マーシャル諸島

マーシャル諸島登録船に対する WRC 証書申請が優先されます。

郵送申請先：

**Maritime Administrator for the Republic of the Marshall Islands**  
**International Registries, Inc.**  
**Attn: Vessel Administration**  
**11495 Commerce Park Drive**  
**Reston, Virginia 20191-1506**  
**USA**

[www.register-iri.com](http://www.register-iri.com)

## リベリア

申請先：

**Vessel Certificates**  
**LISCR,**  
**8619 Westwood Center Dr., Suite 300**  
**Vienna, VA 22182, USA**  
**Main: +1 703 790 3434**  
**Fax: 703 790 5655**

電子申請先：[vesselcertification@liscr.com](mailto:vesselcertification@liscr.com)

上記の他 LISCR 日本事務所である、下記リスカジャパン（東京）宛に電子申請が可能です。

リスカジャパン株式会社  
東京都港区芝 3 丁目 6-9 芝公園プラザビル 4F  
Phone : 03-5419-7001 Email : [CLC@liscr-japan.com](mailto:CLC@liscr-japan.com)  
担当：長澤氏（リベリア籍船）、森川氏（リベリア籍船以外）

## パラオ

郵送申請先：

**Palau International Ship Registry**  
**16701 Greenspoint Park Drive, Suite 155**  
**Houston, Texas, 77060**  
Phone: 281 876 9533  
電子申請先：[technical@palaushipregistry.com](mailto:technical@palaushipregistry.com)  
<http://www.palaushipregistry.com/>

## クック諸島

郵送申請先：

**Maritime Cook Islands,**  
**P.O. Box 882,**  
**Rarotonga,**  
**Cook Islands**

下記ウェブサイトからオンライン申請が可能

<http://www.maritimecookislands.com/applying-for-nwrc-certificates.html>

## マルタ

郵送申請先：

**Registrar General of Shipping and Seamen**

**Merchant Shipping Directorate**

**Transport Malta**

**Xatt l-Ghassara ta' l-Gheneb**

**Malta Transport Centre**

**Marsa MRS 1917**

**Malta**

電子申請先：[clcmalta.tm@transport.gov.mt](mailto:clcmalta.tm@transport.gov.mt)

本回報発行時点における WRC 締約国は以下のとおりとなっています：

締約国一覧（2015年2月6日現在 16ヶ国）

国名	寄託日	発効日
アンティグア・バーブーダ*	2015年1月9日	2015年4月14日
ブルガリア*	2012年2月8日	2015年4月14日
コンゴ共和国*	2014年5月19日	2015年4月14日
クック諸島*+	2014年12月22日	2015年4月14日
デンマーク*+	2014年4月14日	2015年4月14日
ドイツ+	2013年6月20日	2015年4月14日
インド	2011年3月23日	2015年4月14日
イラン	2011年4月19日	2015年4月14日
リベリア*+	2015年1月8日	2015年4月14日
マレーシア	2013年11月28日	2015年4月14日
マルタ*+	2015年1月18日	2015年4月18日
マーシャル諸島*+	2014年10月27日	2015年4月14日
モロッコ	2013年6月13日	2015年4月14日
ナイジェリア	2009年7月23日	2015年4月14日
パラオ*+	2011年9月29日	2015年4月14日
英国*+	2012年11月30日	2015年4月14日

(\*) 適用範囲を領海まで拡大する国

(+) 非締約国登録船に対しても証書を発行する国

IG 加盟全クラブが同様の内容の回報を発行しています。

以上